

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学紀伊半島価値共創基幹紀州経済史文化史研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究所は、紀州地域の経済、文化の研究及び人と自然に関する研究やその成果の公開・展示を通じて、国内外における紀州地域学研究所と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 研究所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 紀州地域の経済、文化の史的研究及び人と自然に関する研究やそれらに関する資料等の収集・整理等
- (2) 地域及び国内外の研究機関等と連携した研究協力ネットワークの構築
- (3) 競争的研究資金や運営資金の獲得、及び受託・共同研究の推進
- (4) 資料の保存及び展示等による活用
- (5) 学術情報・研究成果の集積と、地域及び国内外の研究機関等への発信、普及活動
- (6) 地域社会、学内における教育機会の提供と寄与
- (7) その他、研究所の目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 研究所は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 所員
- (3) 特任教員
- (4) その他の職員

(所長)

第5条 所長は、和歌山大学（以下「本学」という。）の教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

- 2 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 所長は、研究所の業務を掌理する。

(副所長)

第6条 副所長は、本学の教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

- 2 副所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副所長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副所長は、所長を補佐し、研究所の業務を整理する。

(運営委員会)

第7条 研究所に、必要に応じて運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、所長が別に定める。

(専門部会等)

紀州経済史文化史研究所規則

第8条 研究所に、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

(事務)

第9条 研究所に関する事務は、研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、研究所の管理運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後の最初の所長及び副所長の任期は、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。